

# 土壌・地下水汚染調査に伴う土地利用履歴等調査



- 東京都では、都民の健康と安全を確保するための条例（略称：環境確保条例）に基づく土壌汚染に関する条項が、平成13年10月1日より施行されています。  
この条例によって、規制対象となる事業者には土壌汚染等に係る調査および対策が義務づけられています。
- 弊社では、「土地利用履歴等調査」を実施し、調査～報告書作成まで一貫したサービスを提供します。

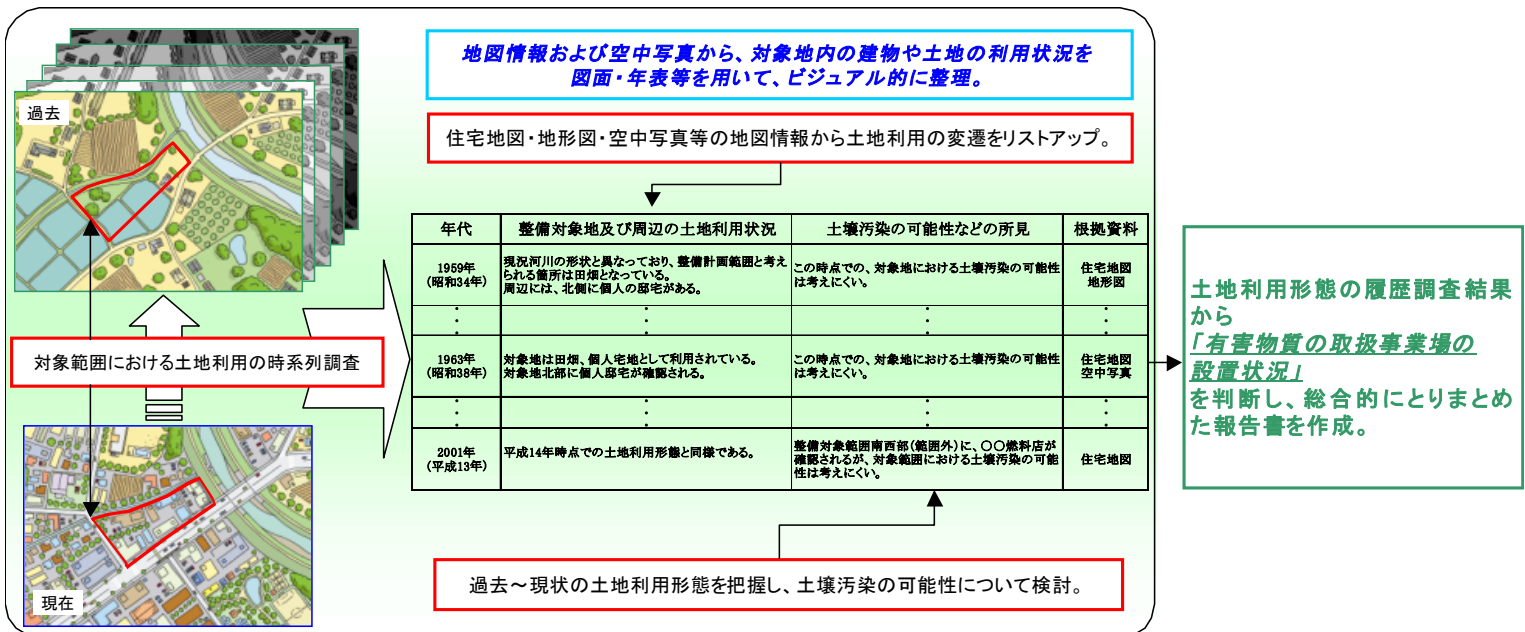
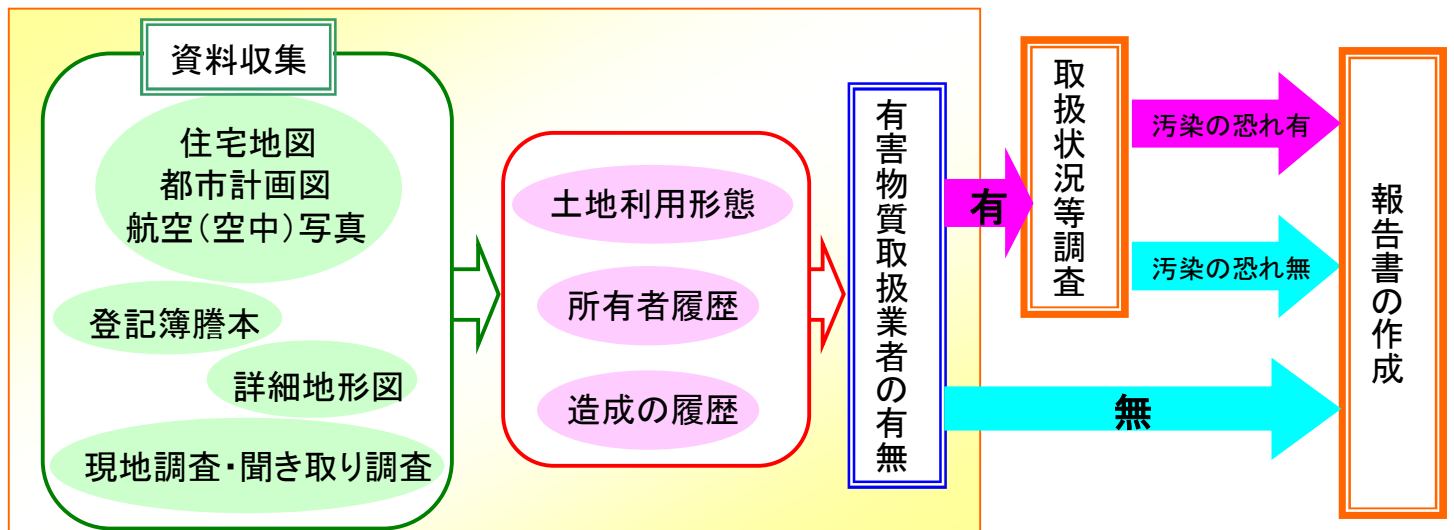
## 1. 現在、東京都では次のような事業者土地利用履歴等調査が義務付けられています

### 土地改変者

3,000㎡以上の敷地内において土地の切り盛り、掘削等土地の改変を行う者

## 2. 土地利用履歴等調査～報告書作成までの流れ

土地利用履歴等調査では、「土地の改変を行う土地の利用履歴を、登記簿・地形図・空中写真等の資料により、過去～現在における有害物質の取扱事業場の設置状況について把握する」こととなります。



日本ミクニヤ株式会社

事業本部 〒213-0001 川崎市高津区溝口3-25-10 TEL 044-822-3928 FAX 044-822-1661  
 東京支店 TEL 044-822-3928 FAX 044-822-1661 広島事業所 TEL 082-251-3928 FAX 082-251-3988  
 大阪支店 TEL 06-6572-3928 FAX 06-6572-3943 九州事業所 TEL 092-481-3928 FAX 092-481-3938

ご意見・お問い合わせは info@mikuniya.co.jp  
www.mikuniya.co.jp